

令和8年
10月1日
から

「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例」に基づき

森林の土地取引には 事前届出 が必要になります！

新たに

近年、利用目的がはっきりしない森林の売買などが増え、
水不足や土砂災害、地域の安全保障への影響が心配されています。
山をしっかりと管理し、守っていくことが大切です。



森川海人プロジェクトキャプテン
森川海人(もりかわかいと)くん

Q どんなときに？

「山の保全区域※」に指定されている区域内のあなたの土地を
売ろうとするときなど

※知事が指定する区域

さがもりマップ▶



Q だれが？

土地の所有者(売主)

Q どこに？

土地が所在している市町

(ただし鳥栖市は
東部農林事務所、
伊万里市・有田町は
伊万里農林事務所)

Q いつから？

令和8年10月1日から
(届出義務)

Q いつまでに？

契約締結前(40日前)
までに

手続きの流れ

土地の所有者 (売主)

契約を締結する前に、
必要事項を届出書に
記入して提出します。



事前届出 (契約予定日40日前)

市町(受付窓口)

届出書の内容を
確認し、県に
報告します。
※上の3市町を除く



県

市町から送付された
届出書を受理し、
森林の土地の利用の
状況を把握・管理します。



適正な土地利用となるよう助言



佐賀県

問い合わせ ▶ 佐賀県 森林整備課 TEL:0952-25-7134 E-mail:shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

さがもりマップ

の運用を開始しました！

URL ▶ <https://www2.wagmap.jp/pref-saga-morimap/>

佐賀県の森林整備に関わる地図情報を住民のみなさまにわかりやすく公開・提供するサイトです。



森川海人プロジェクトキャプテン
森川海人(もりかわかいと)くん

さがもりマップの開き方

STEP
01

ポータル画面左下の
「森林計画図」をクリック

STEP
02

規約を確認し、
「同意する」にチェック

STEP
03

森林計画マップが
開きます



＜ポータル画面＞



＜森林計画図マップ画面＞

自宅やオフィスのパソコンからインターネット上で、佐賀県森林計画図情報の閲覧を簡単に行うことができます。

スマートフォンサイトもございますので、外出先からの検索も可能です。

是非ご利用ください。



スマートフォンをご利用の際は、
左記の二次元コードを
お読みください。

チェックしてね！



＜スマートフォン画面＞